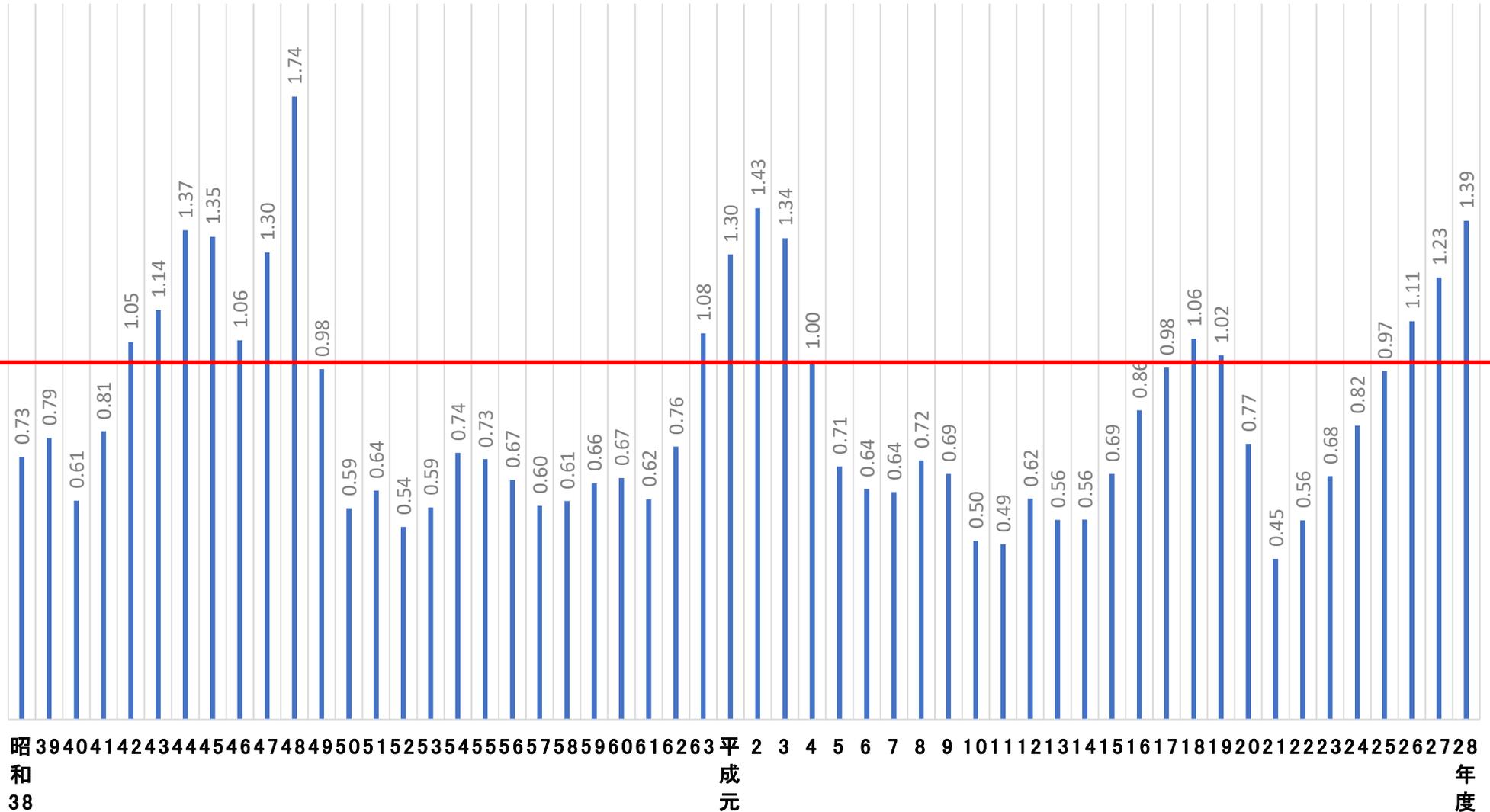
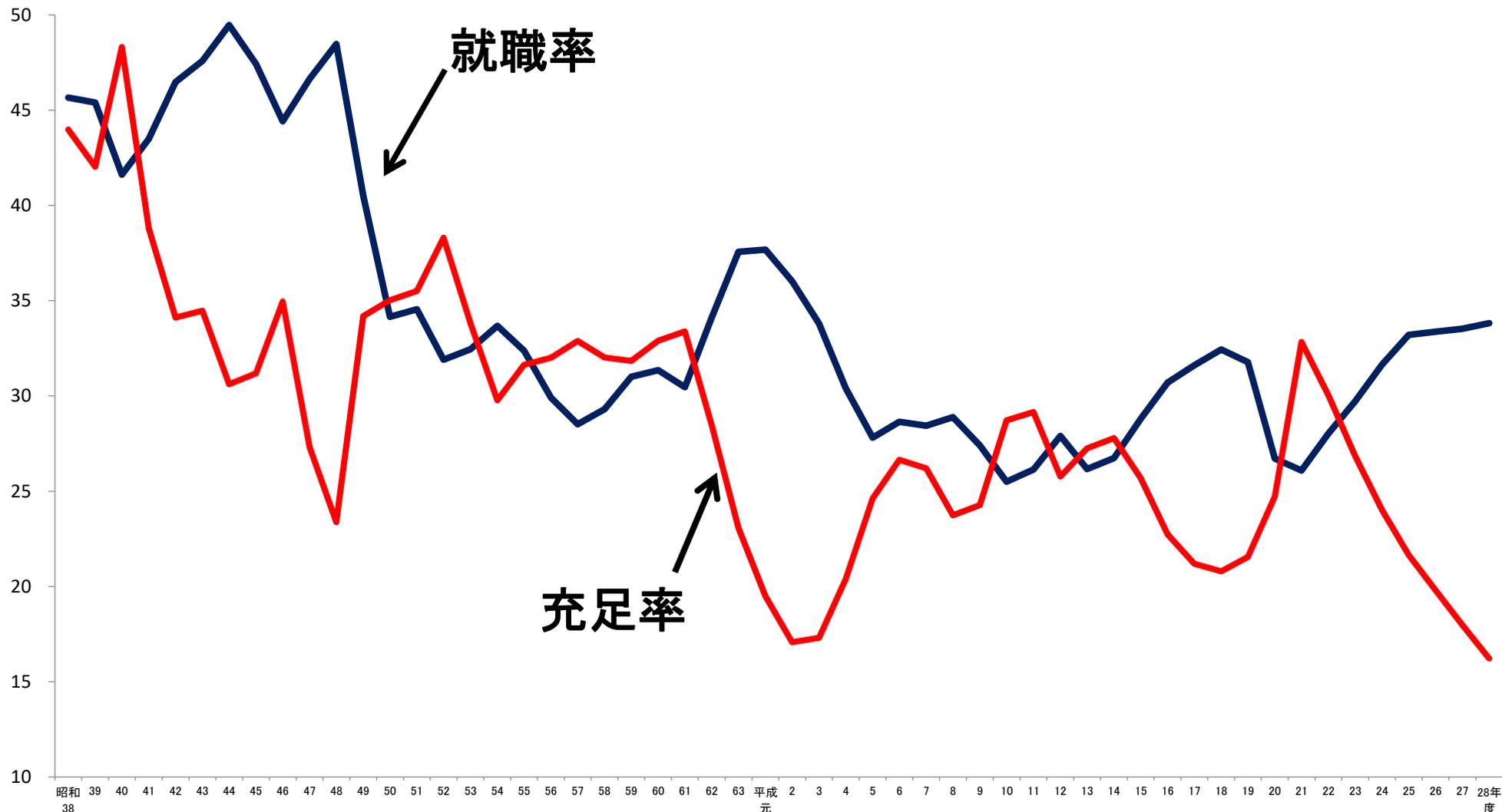


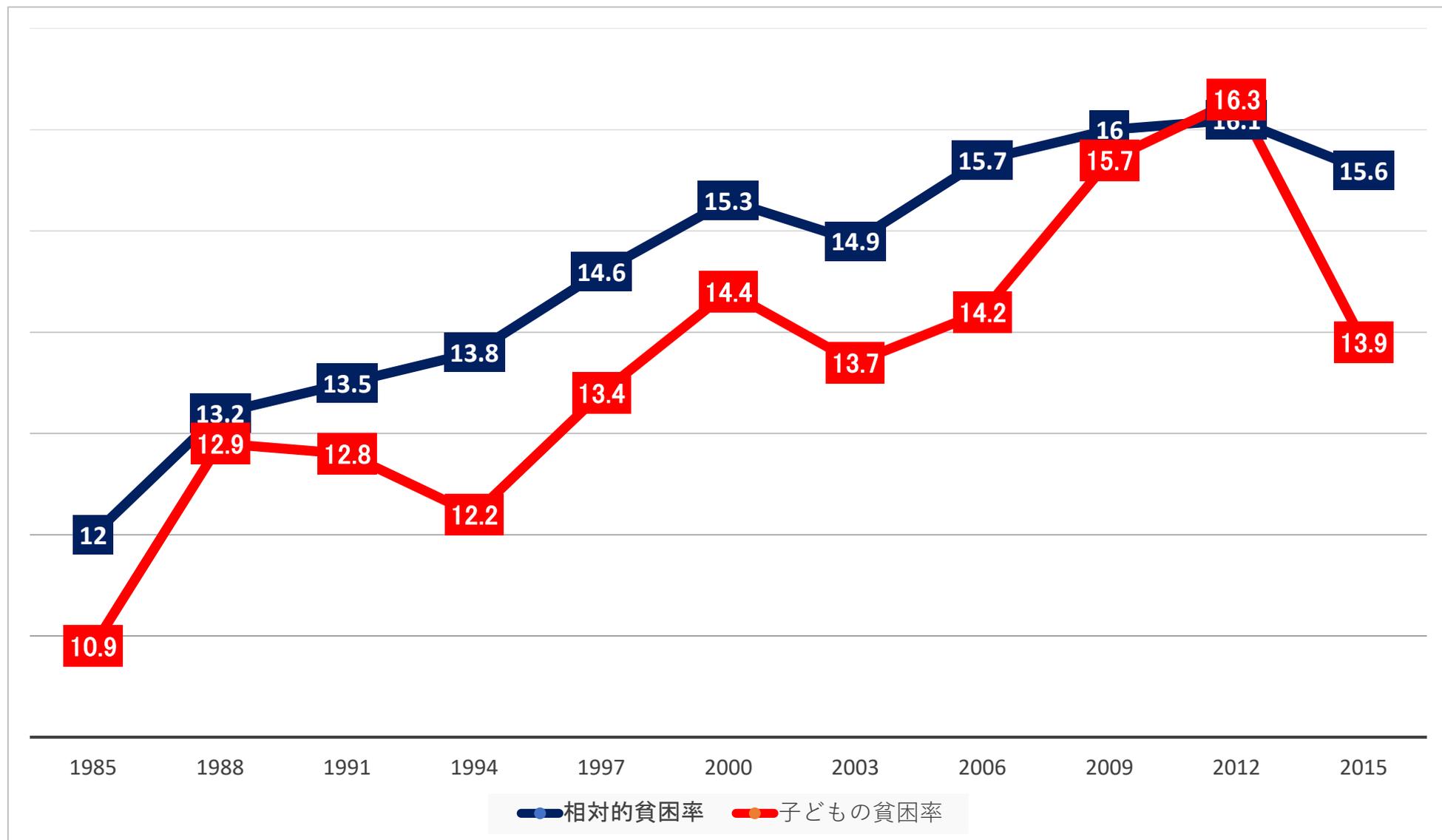
資料④：有効求人倍率の推移



資料⑦: 求職者の就職率及び求人への充足率の推移

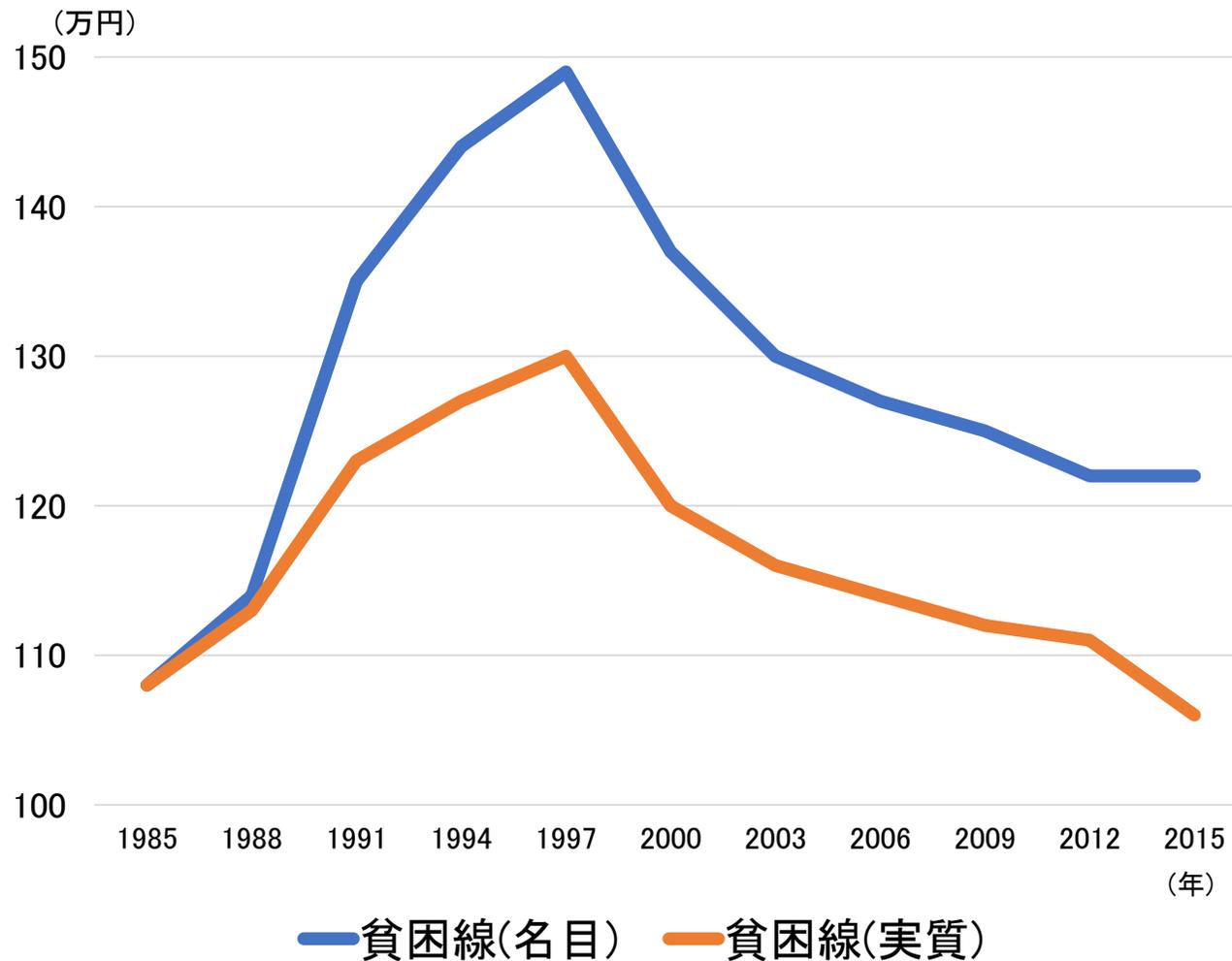


資料⑧: 相対的貧困率/子どもの貧困率の推移



資料⑨：貧困線の名目値と実質値の推移

	貧困線 (名目)	貧困線 (実質)
1985	108	108
1988	114	113
1991	135	123
1994	144	127
1997	149	130
2000	137	120
2003	130	116
2006	127	114
2009	125	112
2012	122	111
2015	122	106



資料⑩：裁量労働制と高度P労働制の比較

	裁量労働制		高度プロフェッショナル労働制
	専門業務型	企画業務型	
対象	<p>専門性が高い業務に従事する労働者（全19業務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新商品や新技術の研究開発 ・情報処理システム全体の分析/設計 ・新聞/雑誌/TV等の記事取材・編集 ・プロデューサーやディレクター ・デザイナー、コピーライター、システムコンサルタント ・大学教授/助教授/講師の研究業務 ・公認会計士、弁護士、建築士、など。 	<p>事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査及び分析の業務に従事する労働者（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業の企画部門で経営環境を調査分析し、経営計画を策定する労働者 	<p>「高度の専門的知識等を必要とする」とともに「従事した時間と従事して得た成果との関連性が通常高くないと認められる」業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・書面等による合意に基づき職務の範囲が明確に定められる労働者で、1年間に支払われると見込まれる賃金の額が『基準年間平均給与額』の3倍を相当程度上回る水準以上である者（例） ・金融商品のディーリング業務 ・アナリストやコンサルタント、研究開発業務等
労働時間	労使協定で定めた時間を労働したものとみなす	労使委員会の5分の4の決議で定めた時間を労働したものとみなす	労働基準法の労働時間、休憩、休日及び深夜の割増賃金に関する規定は適用除外
手続き	<p>使用者と過半数労働組合または従業員代表との間で以下の事項について労使協定を締結し、労基署へ届出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その事業場で対象とする業務 ・みなし労働時間 ・対象労働者の健康/福祉確保措置 ・対象労働者の苦情処理措置 	<p>事業所毎に労使委員会を設置し、以下の事項を5分の4以上の賛成で決議し、労基署へ届出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その事業場で対象とする業務 ・対象労働者の範囲、みなし労働時間 ・対象労働者の健康/福祉確保措置 ・対象労働者の苦情処理措置 	<p>事業場毎に労使委員会を設置し、以下の事項等を5分の4以上の賛成で決議し、労基署へ届出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象業務 ・対象労働者 ・健康管理時間を把握する措置 ・健康確保措置 ・不同意労働者に対する不利益取り扱い禁止
本人同意要件	なし	あり(本人同意と不同意労働者に対する不利益取扱いの禁止)	あり(書面で職務の内容及び制度適用についての本人の同意を得る必要)
労基署への報告義務	なし	あり(6ヶ月以内毎に労働時間の状況と健康・福祉確保措置について)	あり(健康確保措置等の実施状況)
使用者による時間指示	不可	不可	規定なし